

内閣府本府政策評価結果における「目標達成度合いの測定結果」欄の判定基準

1. 測定指標の目標に対する達成状況に係る判定基準

「測定指標」欄中、「達成状況」には、目標に対する達成度の観点から、以下の4区分（定性的な指標の場合は3区分）に則った判定を記載する。

	定量的な指標の場合		定性的な指標の場合	
	ランク	判定基準	ランク	判定基準
達成度合い	□	実績値が目標値の150%以上の場合	△	目標の達成に向けて一層の努力が必要である場合
	○	実績値が目標値の90%以上150%未満の場合	○	おおむね目標を達成しており、取組が有効である場合
	△	実績値が目標値の50%以上90%未満の場合	△	目標の達成に向けて一層の努力が必要である場合
	×	実績値が目標値の50%未満の場合	×	現在の取組では有効性に問題がある場合

※評価書作成時点で実績値が集計できない場合は「—」とするが、極力「—」は避け、可能な限り推計値等により暫定的な判定を行うこととする。やむを得ず「—」とする場合は、実績値の確定後、再度評価を行う。

2. 施策の目標達成度合いに係る判定基準

事前分析表で、あらかじめ、測定指標のうち、主要なもの（注）を1つ以上定めることとし、ガイドライン上にある5段階区分による施策分野毎の目標に対する達成度合いの判定については、以下に示す手順1及び手順2を踏まえて行うものとする。

区分	判定方法	
	手順1	手順2
「① 目標超過達成」	すべての指標が「□」又は「○」	主要な指標がすべて「□」
「② 目標達成」		主要な指標のうち一つでも「○」が含まれる
「③ 相当程度進展あり」	「△」又は「×」の指標を含む	主要な指標のうち「□」及び「○」が半数以上、かつ主要な指標に「×」が含まれない
「④ 進展が大きくない」		「③」及び「⑤」のいずれにも該当しない場合
「⑤ 目標に向かっていない」		主要な指標のうち「×」が一つでも含まれる

なお、最終的な判定は上記1, 2の手順を踏んだものを基本としつつ、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、評価するものとする。

（注）「主要なもの」の基準については、その「目標」の達成状況そのものを示すなど、その指標が達成できたかがその目標が達成されたかどうかに関係するものがこれに当たるものとする。